

工場排水等水質分析業務委託仕様書

【業務内容】

①事業所排水

対象場所へ市職員と共に赴き、職員が指定した場所（水槽、枡、放流口等）から試料採取を行い指定した項目について分析を行う。

②事業所排水（総量規制）

対象場所へ市職員と共に赴き、職員が指定した場所（水槽、枡、放流口等）から24時間自動採水器を用いて1時間毎に試料採取を行い指定した項目について分析を行う。

③河川・ため池

指定された河川・ため池へ市職員と共に赴き、指定された場所から試料採取を行い指定した項目について分析を行う。

④緊急時・臨時分析

クーラーボックス、前処理試薬、採水容器一式を契約期間中に貸与し、市職員が採取した試料を指定の日に引取り、指定した項目について分析を行う。

【試料採取時間等】

全日：午前9時30分から午後3時（昼休憩約1時間含む）

半日（午前）：午前9時30分から午前11時30分

半日（午後）：午後1時から午後3時

※臨時引取りの時間は、午前8時45分から午後5時15分とする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

【試料採取要員】

2名以上で採取を行う。

【採取場所】

①事業所排水

浄化槽放流槽、工場又は事業所の排水処理施設放流槽および排水口35検体程度

②事業所排水（総量規制）

市内1事業所

③河川・ため池

河川は市内2か所を年間4回ずつ、ため池は市内2か所を年間2回ずつ

【採取1回あたりの採取箇所数】

6箇所程度（増減有）

【分析方法】

①事業所排水

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」
（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）

②事業所排水（総量規制）

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」
（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）

③河川・ため池

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に基
づく測定方法

※上記いずれも、最新の公定法に基づくものとし、改正等が行われた場合、情報の提供
をおこなうものとする。

【分析項目】

①事業所排水

別紙のとおり

②事業所排水（総量規制）

化学的酸素要求量（1時間毎24検体）

窒素含有量（3時間毎8検体）

燐含有量（3時間毎8検体）

③河川・ため池

別紙のとおり

【検査結果報告期限】

①事業所排水

採取日より2週間以内

②事業所排水（総量規制）

採取日より2週間以内

③河川・ため池

採取日より2週間以内

※ただし、上記のいずれにおいても、異常値や基準値等の超過が見られた場合は、速やかに速報を貝塚市に報告すること。

【報告書等】

計量証明書（2部提出）

市指定の様式による報告書（Excelファイル等による電子データ）

【採取日の決定及び通知】

採取日のおよそ1カ月前（なお、1回目の採取は5月末を予定している）

希望があれば、年間計画を提示する。ただし天候等により採取を延期する場合があります、その際の日程については別途協議する。

【採取事業場及び分析項目の決定及び通知】

採取日のおよそ1週間前

【緊急時の対応】

異常排水や事故等により緊急を要する採取が生じた場合、

- ・採取容器の（貸与のための）搬入
- ・採取の同行
- ・試料の回収

を求めることがある。

電話による要請により、即刻対応すること。

【その他】

- ・各項目ごとの単価契約であり、合計金額については確定したものではない。
- ・試料採取は、自動採水器の設置・回収は、本市職員の立会いの下行うこと。
- ・試料採取に必要な容器及び器具等は、受託者が用意するものとする。
- ・分析結果に疑義が生じた場合には、再分析の実施を求めることができる。
- ・この仕様書で明記されていない事項については、本市職員の指示によるものとする。